

「市長への手紙」HP掲載データ（平成29年6月分）

見出し	2906-06 住宅再建（リフォーム等）への支援について
ご意見	台風10号による水害の被災者の住宅再建に対する支援策について、リフォーム等への支援の対応（改善）をしてほしい。
回答	<p>現在、東日本大震災及び台風第10号の被災された方への住宅再建の支援制度は、国の被災者再建支援法による住宅を建設、購入と補修された方には、加算支援金の支給と市独自事業の住宅を建設、購入した場合の住宅再建補助金交付の被災者支援を行っております。</p> <p>ご提言のとおり、国の被災者再建支援制度には、補修した場合への支援金はございますが、市の住宅再建補助金には、補修等の場合は対象外となっております。また、住宅建設コスト増大等の課題もあることなど、被災者を取り巻く環境が悪化している状況であると認識しております。そのため、各種機会をとらえ、被災者再建支援法に基づく、被災者生活再建支援制度の支援金拡充を国、県に要望を図り、市独自の被災者支援策につきましても、被災された方のニーズを踏まえて、リフォーム（補修）等の補助メニューの追加を含めて検討してまいります。</p>
担当課	社会福祉課 電話：52-2119